

令和 2 年度品目横断的販売促進緊急対策事業
(うち食育等推進事業) 実施規程

作成承認 令和 2 年 5 月 26 日

変更承認 令和 2 年 6 月 19 日

第 1 目的

新型コロナウイルス感染拡大に伴うインバウンド需要の減少や輸出の停滞等により、在庫の滞留、価格の低下、売上げの減少等が生じている品目について、緊急的な販売促進に取り組む必要がある。

このため、国産農林水産物等販売促進緊急対策事業実施要綱（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 政第 22 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、国産農林水産物等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 政第 23 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び品目横断的販売促進緊急対策事業実施要領（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 政第 31 号農林水産省大臣官房長通知。以下「実施要領」という。）に基づき国の助成を受け、株式会社博報堂（以下「事務局」という。）が事業実施主体となって事業実施者に補助金を交付する間接補助事業を実施する場合の手続について、所用の規程を定め円滑な事業の実施を図るためにこの実施規程を定めるものとする。

第 2 対象事業

この実施規程が対象とする事業（以下「本事業」という。）は、実施要領別表 1 の 2 に掲げる「食育等推進事業」とする。事務局は事業実施者の公募、公募選考委員会、対象品目の審査、事業の調整・進行管理等に関する事務等を執り行うこととする。

第 3 事業実施者

本事業の事業実施者は、次に掲げるとおりとする。

地方公共団体の協議会、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、地方公共団体、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会など子ども食堂、学童保育、保育園等の取組について都道府県域若しくはそれに相当する複数市町村又はそれより広域の範囲でとりまとめが可能な団体

第 4 交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額

1 交付対象要件及び補助対象経費については以下のとおりとする。

(1) 補助対象要件

ア 子ども食堂、学童保育、保育園等に対して実施要領第 3 の 1 の (2) に掲げる対象品目を提供するとともに、国産農林水産物や農林水産業・農山漁村への理解を深める食育の取組の実施。

イ 提供回数は、1施設当たり3回（牛肉および水産物については、各回1食あたり100g）を上限とし、うち1回は必ず生産者や料理人、食育専門家等農業や食材等について話ができる者による食育活動を実施すること。

(2) 補助対象経費

ア 対象品目（調達に必要な梱包材、保冷剤、緩衝材、輸送にかかる経費を含む）

イ 食育活動に係る生産者や料理人、食育専門家等の日当、旅費、謝金等

ウ 食育活動に係る人件費、事務費、消耗品費、リース・レンタル経費（いずれも、当該食育活動に必要であると領収書等により証明できるものに限る。）

2 事務局は、この実施規程に係る補助金について、国から交付決定を受けた額の範囲内において必要な経費を事業実施者に対して補助する。なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。

本事業の補助率は、定額である。

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年1月31日までとする。

第6 事業実施計画の（変更）承認等

1 事業実施計画の承認

公募により選定された事業実施者は、別記様式1により事業実施計画を作成し、事務局に提出するものとする。事業実施計画書には、事業内容、対象品目の品目名、数量、提供時期・期間、実施場所、事業に要する経費等を明記することとする。

事務局は、提出された事業実施計画を取りまとめ、予算の範囲内で見込まれる採択計画を明示した上で事業実施者への承認通知に先立ち、農林水産省大臣官房長に報告する。

なお、事業実施計画を変更又は中止若しくは廃止する場合には、これに準じて行う。

2 補助金交付の申請

事業実施計画承認の通知を受けた事業実施者が補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を別記様式2により作成し、事務局に提出するものとする。

なお、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施者については、この限りでない。

3 交付決定

事務局は、2に定める交付申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、事業実施者に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

4 申請の取り下げの手続き

事業実施者が申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を事務局に提出しなければならない。

第7 実施結果報告

1 事業実施者は、本事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は令和3年3月1日のいずれか早い日までに、別記様式3により食育活動を実施したことを証明する資料（写真等）等を添付した実施結果報告書を作成し、事務局に提出するものとする。

2 第6の2ただし書きの規定により補助金の交付の申請をした事業実施者は、1に定める実施結果報告書を提出するに当たって、第6の2ただし書の規定に該当した事業実施者について、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6の2ただし書の規定により補助金の交付の申請をした事業実施者は、1に定める実施結果報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式4の消費税仕入控除税額報告書により速やかに事務局に報告するとともに、事務局の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況又は理由について、補助金の額の確定のあった日の翌年の5月31日までに、同様式により事務局に報告しなければならない。

第8 補助金の支払いの手続

1 事務局は、実施結果報告を受けた場合には、報告書の書類を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、事業実施者に通知するものとする。

2 事務局は、事業実施者に交付すべき補助金の額が確定した後、速やかに補助金を支払うものとする。

第9 交付決定の取消し等の手続

1 事務局は、第6の1の規定による事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の3の規定による交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

(1) 事業実施者が、法令、実施要綱、交付要綱、実施要領又は本規程に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業実施者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

- (3) 事業実施者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適切な行為をした場合
- (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 事務局は、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 事務局は、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

第10 事業実施主体による調査

1 事業実施状況の報告

事務局は、必要に応じ、事業実施年度の途中であっても、事業実施者に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 指導

事務局は、1に定める事業の実施状況報告の内容を確認し、事業の成果の目標に対する達成状況が立ち遅れていると判断される場合には、事業実施者に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第11 個人情報保護に係る対応

事務局が設置する審査委員会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た事業実施者の本事業に関する情報を

第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第12 収益納付

1 事業実施者は、本事業の完了により相当の利益を得たと認められる場合には、別記様式5により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに事務局に報告するものとする。

なお、事務局は、特に必要と認める場合にあつては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

2 事務局は、1の報告書に基づき、事業実施者が相当の収益を得たと認められる場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施者に納付を命ずることとする。

3 納付を命ずることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、事務局は、特に必要と認められる場合にあつては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

第 13 その他

1 助成対象

事業実施者が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業の助成対象としない。

2 事業実施者の事業遂行

事業実施者は、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければならない。

附 則

この実施規程は、農林水産省大臣官房長の承認のあった日（令和 2 年 5 月 26 日）から施行する。

附 則

この実施規程は、農林水産省大臣官房長の承認のあった日（令和 2 年 6 月 19 日）から施行する。